

資材置場転用の許可基準について

①資材置場は農地以外でも使用できる等代替性があり、また、他目的使用、第三者への転売、資産保有のために申請される可能性があることから次の事項を慎重に審査する。

(a) 申請者の職業（定款、事業経歴等）との関係

(b) 既存の資材置場等の面積及びその利用状況

既存の資材置場等の利用状況説明書を添付し、資材の品目、数量等を記載する。

(c) 過去の許可済地の概要説明書

過去に資材置場として許可済地がある場合は、その現状及び利用状況を記載する。

(d) 必要とする理由の具体的根拠

既存の資材置場がある場合、なぜ申請するのか具体的な理由を記載する。

(既存の資材置場の返却、事業量増加等)

(e) 現在の事業所、資材置場等との位置関係

事業所（事業実施地）と申請地との位置関係がわかる地図を添付する。また、既存の資材置場等がある場合は、その位置関係も明確に記載する。

(f) 申請地の具体的利用計画

資材の品目、数量及び管理方法について土地利用計画図に明確に記載する。

(g) 確約書

転用目的以外に使用しない旨の確約書を添付する。

②貸資材置場については、原則として貸付け先が明確な場合等、上記事項が審査され、持続性が認められるものは許可できるものとする。